

《 補 足 説 明 書 》

徳島県県土整備部営繕課

委 託 業 務 名 R 3 営 繕 鳴 門 高 等 学 校 鳴 ・ 撫 養 東 棟 改 修 設 計 業 務

別 途 発 注 委 託 業 務 無 し

- ・ 本業務は、重点調査制度の（対象業務・**対象外業務**）である。

1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前（休日・入札開始日を除く）の正午までに、書面により営繕課に提出すること。

質疑の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

提出先 営繕課 住 所 〒 7 7 0 - 8 5 7 0 徳島市万代町1丁目1番地
電 話 0 8 8 - 6 2 1 - 2 6 0 9
ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 1 - 2 9 2 9
電子メール eizenka@pref.tokushima.jp

（※）質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

3 注意事項

- ・ 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

・ 委託契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）を2部を直ちに提出すること。

4 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を2部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

5 成績評定の選択制

当初業務委託料（税込み）が50万円を超え500万円未満の建築工事に係る設計及び工事監理の委託業務は、成績評定の選択制を試行する。

対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（建築）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

なお、履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。

ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が50万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

6 営繕積算システム（RIBC）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（RIBC）の内訳書数量入力システムLITEの利用料を含んでいる。